

柳川市空き家バンク制度事業者登録事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柳川市空き家バンク制度実施要綱（平成23年柳川市告示第134号。以下「実施要綱」という。）に基づく柳川市空き家バンク制度の趣旨に賛同し、市の依頼に基づき取引を仲介する事業者（以下「登録事業者」という。）の登録事務について必要な事項を定めるものとする。

(登録事業者の要件)

第2条 登録事業者となることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であること。
- (2) 市内に事業所を置いていること。
- (3) 市税及び国民健康保険税を完納していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者ではないこと。

(登録事業者の募集)

第3条 市は、広報、市のホームページ等により、柳川市空き家バンク制度の趣旨に賛同する事業者を募集する。

(登録方法)

第4条 登録事業者となることを希望する事業者は、空き家バンク制度事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、当該申請をした事業者を登録事業者として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、登録した旨を空き家バンク制度事業者登録完了（却下）通知書（様式第2号）により、当該登録事業者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、第2項の規定による登録を行わないものとし、空き家バンク制度事業者登録完了（却下）通知書により当該申請をした事業者に通知するものとする。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、空き家バンク制度の目的を損ない、又は目的に寄与しない者であるとき。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 登録事業者は、前条第2項の規定による登録の内容に変更があったときは、空き家バンク制度事業者登録事項変更届出書(様式第3号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による登録について次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、事業者登録取消通知書(様式第4号)により当該登録事業者に通知するものとする。

- (1) 登録事業者から事業者登録取消届出書(様式第5号)が提出されたとき。
- (2) 内容を偽って申請したことが判明したとき。
- (3) 第2条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (4) 市長が登録事業者として不適格と判断したとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、事業者に損害が発生した場合であっても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(登録事業者の役割)

第7条 登録事業者は、実施要綱第4条第2項の規定により登録された登録者の意向により、物件の売買又は賃貸の仲介を行う。

2 登録事業者は、市長の依頼に基づき、自らが保有し、実施要綱に基づく登録がされていない物件の情報を実施要綱第7条第2項の規定により登録された利用者に提供する。

(仲介に係る報酬)

第8条 前条の規定に基づく業務により取引が成立した場合に登録事業者が受け取ることができる報酬は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

(仲介及び情報提供に係る事務の内容)

第9条 第7条第1項に規定する登録者の意向により、登録事業者が仲介する場合は、次に定めるところによりこれを行うものとする。

- (1) 利用者が実施要綱第4条第2項の規定により登録されている物件について、実施要綱第11条第1項の規定により市長に交渉を申し込む。
- (2) 市長は、実施要綱第11条第2項の規定により登録者に交渉の申込みがあった旨を通知する。
- (3) 登録者は、利用者との仲介について、市長を通して、空き家等の仲介に係る協力依頼書(様式第6号)により、登録事業者の中から任意に選んだ事業

者に依頼する。

(4) 仲介を依頼された登録事業者は、登録者と利用者の交渉を仲介する。

(5) 登録事業者は、実施要綱第11条第3項の規定により、仲介の結果を市長に報告する。

2 第7条第2項の規定により利用者物件情報を提供する場合は、次に定めるところによりこれを行うものとする。

(1) 利用者は、空き家等希望条件届出書（様式第7号）により、市長に物件の希望条件を伝える。

(2) 市長は、空き家等の情報提供に係る協力依頼書（様式第8号）により、登録事業者に照会する。

(3) 登録事業者は、利用者の希望条件と合致する物件がある場合は、空き家等情報提供報告書（様式第9号）により、市長に回答する。

(4) 市長は、登録事業者より回答された物件情報を利用者に提供する。

(5) その後の取引は、利用者と登録事業者間で行うものとする。

(6) 登録事業者は、求めに応じ取引結果を市長に報告するものとする。

（登録事業者の責務等）

第10条 登録事業者は、次に掲げる事項に留意の上、仲介を行うものとする。

(1) 所有者等や利用者の信頼を損なうことがないように、誠心誠意対応するものとする。

(2) 取引等に関して苦情又は紛争が発生した場合には、自らの責任において処理するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

柳川市長 様

空き家バンク制度事業者登録申請書

法人名・事業者名	
所在地	
代表者役職・氏名	
宅地建物取引業者免許番号	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
ホームページ	
主な活動地域	市内全域 ・ 柳川 ・ 城内 ・ 沖端 ・ 西宮永 東宮永 ・ 両開 ・ 昭代 ・ 蒲池 大和町 ・ 三橋町
添付書類	宅地建物取引業者免許証（写）
柳川市空き家バンク制度実施要綱に従い、市への定住促進に向けて、積極的に協力します。	はい ・ いいえ
暴力団員が実質的に経営を支配していません。	はい ・ いいえ
登録の決定に当たっては、市税の納付状況について調査することに同意します。	はい ・ いいえ

上記のとおり申請します。

年 月 日

（申請者）住 所
事業者名

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

柳川市長

㊟

空き家バンク制度事業者登録完了（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者登録については、次のとおり（登録・却下）したので、柳川市空き家バンク制度事業者登録事務取扱要領（第4条第3項・第4条第4項）の規定により通知します。

登 録 番 号	第 号
登 録 日	年 月 日

※ 申請内容に変更等が生じた場合、速やかに手続を行ってください。

様式第3号（第5条関係）

空き家バンク制度事業者登録事項変更届出書

年 月 日

柳川市長 様

届出者 住 所

氏 名 ⑩

事業者登録の内容について、次のとおり変更があったので、柳川市空き家バンク制度事業者登録事務取扱要領第5条の規定により届け出ます。

1 登録番号 第 号

2 変更内容

変更前	変更後

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

柳川市長



事業者登録取消通知書

次のとおりあなたの事業者登録を取り消したので、柳川市空き家バンク制度事業者登録事務取扱要領第6条第1項の規定により通知します。

登録番号	第 号
取消日	年 月 日
取消理由	

様式第5号（第6条関係）

事業者登録取消届出書

年 月 日

柳川市長 様

届出者 住 所

氏 名 ⑩

次のとおり事業者登録を取り消したいので、柳川市空き家バンク制度事業者登録事務取扱要領第6条第1項第1号の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号
取 消 理 由	

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

柳川市長

㊟

空き家等の仲介に係る協力依頼書

柳川市空き家バンク制度事業者登録事務取扱要領第7条第1項及び第9条第1項第3号の規定により、次のとおり空き家等の仲介の協力を依頼します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 所有者等
- 3 登録内容 別添空き家バンク登録台帳のとおり

様

柳川市長



空き家等の情報提供に係る協力依頼書

柳川市空き家バンク制度事業者登録事務取扱要領第7条第2項及び第9条第2項第2号の規定により、次に該当する空き家等情報の提供について、協力を依頼します。

希望の場所		
建築年数		
空き家	構造	
	面積	
	間取り	
	設備	
空き地		
価格		
特記事項		

利用者

氏名

連絡先

— —

※ 提供された情報は、上記利用者に提供します。

提供情報に基づく取引を希望する場合は、利用者から登録事業者に直接連絡します。

様式第9号（第9条関係）

空き家等情報提供報告書

年 月 日

柳川市長 様

報告者 住 所
氏 名 ⑥

年 月 日付け 第 号で依頼のあった空き家等の情報提供について、柳川市度事業者登録事務取扱要領第7条第2項及び第9条第2項第3号の規定により、次のとおり報告します。

物件の場所	柳川市		
建築年数	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成（ ）年頃 築（ ）年		
空き家	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	面積	<input type="checkbox"/> 延床面積（1階： ）m ² （2階： ）m ²	
		<input type="checkbox"/> 敷地面積（ ）m ²	
		<input type="checkbox"/> その他（ ）m ²	
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 和室（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 洋室（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ
2階		<input type="checkbox"/> 和室（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 洋室（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳）（ 畳） <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ	
設備	<input type="checkbox"/> 駐車場（ 台） <input type="checkbox"/> 水洗トイレ <input type="checkbox"/> 浄化槽・下水道 <input type="checkbox"/> 庭・菜園 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
空き地	<input type="checkbox"/> 面積（ ）m ² <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> こだわらない		
価 格	<input type="checkbox"/> 売買 空き家（価格 円） 空き地（価格 円） <input type="checkbox"/> 賃貸 月額家賃（価格 円）		
特 記 事 項			